

広島県告示第50338号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和四年七月七日から施行する。

令和四年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一 （略）		一 （略）	
名 港 湾	港 湾 名	名 港 湾	港 湾 名
（略）	（略）	（略）	（略）
港 湾 施 設	施 設 名 称	港 湾 施 設	施 設 名 称
（略）	（略）	（略）	（略）
位 置	（略）	位 置	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
臨 港 施 設	（略）	臨 港 施 設	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
交 通 施 設	（略）	交 通 施 設	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
環 境 整 備 施 設	（略）	環 境 整 備 施 設	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
		安芸郡坂町字水落山一五七三番一 同 一五七三番三 同 九〇七五番四 同 九〇七五番五 同 九〇七五番八 同 九〇七五番二 安芸郡坂町字水尻九〇六六番七 同 九〇六六番八 同 九〇六六番九 同 九〇六六番一〇 同 九〇六六番一一 安芸郡坂町字魚見八三〇〇番一二 同 八三〇〇番一三	